

○災害時における水道の応急活動に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と大洲市管工事協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、渇水、寒波、大規模事故、その他の災害（以下「災害等」という。）発生時に乙が甲に協力して実施する応急給水、応急復旧（以下「応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等発生時において給水機能を早期に回復するため、甲の応援要請により実施する応急活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害等発生時において実施する応急活動に乙の応援が必要であると認めるときは、乙に対し応急活動への応援を要請することができる。

（要請手続）

第3条 甲は、前条に定める要請を行う場合、乙に対し、災害等の状況、作業場所、作業内容、必要とする人員及び機材等を連絡することにより行うものとする。

（応援）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急活動を行うための体制を確立し、必要な人員及び機材等を出動させ、甲が行う応急活動に協力するものとする。

2 前条の規定により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応急活動に従事するものとする。

（報告事項）

第5条 乙は、応急活動後、協力した人員及び機材等の状況を把握し速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 この協定に基づく協力のために乙が要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、その都度甲乙協議して決定するものとする。

（災害補償）

第7条 第2条の要請に基づき乙が実施した応急対策により生じた災害補償については、甲乙協議するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な時候については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から協定締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後も又、同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年2月7日

甲 大洲市長

乙 大洲市管工事協同組合理事長